



令和4年3月2日

事務局御中

**審査請求結果に対する意見書につきまして**

2月3日付の弁明書について、以下のように意見を記述いたします。  
この意見の主目的は、天理市における下記のような法令の再確認とし、市に対して改めて法令順守の姿勢を問うものであります。

- A. 日本国憲法第十三条における「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」
- B. 予防接種法 第五章「定期の予防接種等による健康被害の救済措置」  
第六章 第二十六条 都道府県(市町村)の負担
- C. 地方公務員法第三十条～第三十六条など 職員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべきこと等

●前提● 現在の「新型コロナウイルス感染症」は、発生以来2年累計でも 390 万人の「陽性者」であり、万一、この「陽性者」を「感染者」と仮定したとしても、2016 年のインフルエンザ発症者のわずか2週間分にしかならない。ちなみに、インフルエンザの場合には、医療機関に治療のため訪れた「発症患者」がわずか1週間で約 205 万人を記録した。一方で、今回のコロナは前述の通り「陽性者」の発表しかなく、陽性者の内 94.8%は無症状であり、「無症候感染」という概念は今では存在しないということが中国武漢での全市民追跡調査などでも明らかになっています。

また、新型コロナウイルスの大元である SARS-CoV-2 は、国立感染症研究所では四種病原体に指定されており、これは厚生労働省で明記されている通り、「通常は死亡に至ることは考えられない病原体」です。また、令和2年6月18日の厚労省通達により、他の死因がコロナ死と「報告」されているため一見、新型コロナウイルス感染症での死亡が多いように見受けられますが、実態は事故死や他の疾病死因、もしくはワクチン接種後死亡者です。

また、人口呼吸器等を扱う医師の有志による ECOMO-NET データによると、新型コロナウイルスでの純粋な重症者は、ごく少数しか存在しておりません。



よって、「新型コロナ感染症を名目に公共の福祉を論ずる」ことはできません。

1. 令和3年10月27日付のワクチン副反応通知書に対して申し立てた審査請求の結果については、接種直後の死亡事例と詳細な背景を知り得たことで、ある一定の評価をいたします。  
お亡くなりになられた方々に、謹んで哀悼と意を表します。
2. 一方で、情報開示に当たっては、個人情報の特定を考慮すべきという審査庁の判断は首肯できるものの、開示内容について2021年2月17日から2021年7月25日の期間に医療機関から報告があったものに限定されている理由を伺いたいと存じます。  
大規模接種は、7月25日以降に実施されております。
3. 印象として、審査請求結果の内容(5件の死亡事例)が、当初の情報開示請求に記載されていた比較的軽微と思われる副反応事例よりも、大きく乖離しているように映り、一般通念として、本来であるならば、接種の可否を判断する上において、個人情報に配慮しつつも、接種者の健康を考える上では、重篤な症例も、公開されるべきであったと存じます。  
さらに、死亡された方全員、既往症があったことを鑑みますと、予防接種法にそったワクチン接種についての適切な周知が為されたかどうか、疑問に思う次第です。
4. 接種後の死亡が確認されているにもかかわらず、ファイザー社製のワクチンを使い続けられた根拠についてお伺いしたく存じます。
5. 少なくとも、約半年間で、今回、開示されただけでも、ワクチン接種後、5名の方の死亡が確認されていることが明らかになりました。評価不能とはいえ、法律上も、予防接種と適切な救済措置は相関関係にあります。また、人道上においても、適切な予防措置が為される方向で進めるべきであると存じます。
6. 今後、今回の審査請求結果を踏まえまして、市民の適切なる判断を促す情報開示を強く望む次第です。  
つきましては、以下の改善案を要望する次第です。



提言1 市の広報誌及びホームページ上において、副反応情報の開示

提言2 副反応で重篤化された方々、死亡された方々の遺族への市としての  
フォロー救済制度を確立

提言3 7月25日以降の大規模接種における副反応事例の開示

以上